

令和5年産米の需給調整に向けた取組について

令和4年12月23日
埼玉県農業再生協議会

1 令和4年産米の需給調整の状況

令和4年産の全国の主食用米の作付面積は、前年産（130.3万ha）より5.2万ha減少の125.1万haとなった。また、令和4年の水稻の作柄（令和4年12月9日公表）については、北海道は「良」、近畿及び四国は「やや良」、東北及び九州は「やや不良」、その他の地域は「平年並み」となり、全国の作況は「平年並み」となっている。

このため、収穫量は670.1万t（前年産700.7万t）と4年産需要見通し（691～697万t）を下回る見込みである。

本県では、下表「需給調整の状況」のとおり「生産の目安」を設定し、これに基づき、水田における主食用米からの転換を推進した。令和4年産においては大規模な作付転換を行う必要があったことから、特に飼料用米、米粉用米、加工用米については、各地域協議会に推進面積を提示し取組を図った。

これにより、主食用米の転換作物として飼料用米の作付が大幅に増加した。また麦、大豆についても、麦・大豆等作付拡大支援事業の実施により順調に増加した。その結果、主食用米の作付面積は「生産の目安」に対して885ha下回った。

需給調整の状況

（単位：ha）

	H30年産	R1年産	R2年産	R3年産	R4年産
「生産の目安」面積換算値* (a)	30,625	30,395	30,013	29,080	28,285
主食用米作付面積 (b)	30,800	30,900	30,600	28,800	27,400
過剰作付面積 (b-a)	175	505	587	▲280	▲885

*資料中の作付実績は、すべて令和4年9月15日現在の国の公表値。

2 令和5年産米の需給調整に向けた取組

米の需要減少が続く中、令和4年産の大規模な作付転換を全国的に達成したため、需給状況は改善傾向にあり、主食用米の相対取引価格は昨年よりも上昇している。

しかしながら、米価についてはコロナ禍前の水準には回復しておらず、生産資材についても高騰しているなど生産者には大変厳しい状況が続いている。

加えて、国全体の需要量は少子高齢化等の影響により、年間10万トンずつ減少していくことが予想されており、そのトレンドは今後も変わる見込みはなく、主食用米の需要減に対応していく必要がある。

そこで、作付転換の推進面積として昨年と同水準の「生産の目安」を確実に達成した上で、令和4年産の作付実績並みまで深掘りすることで、長期的な需要減少に対応できるよう、地域の実情に合わせ関係者が一丸となった需給調整を行うものとする。

(1) 麦、大豆等の定着性の高い品目の作付拡大

中長期的な生産者の経営安定に資するため、麦、大豆、飼料作物及び加工業務用野菜などの定着性の高い品目の作付拡大を重点的に進め、主食用米からの作付転換に向け、次の事項を実施する。

- ア 作物別取組面積を設定し、「埼玉県水田農業作付ビジョン」を策定する。
- イ 飼料用米、米粉用米、加工用米については、令和4年産と同様に、各地域農業再生協議会に対して推進目標面積を提示する。
- ウ 産地交付金を活用した、非主食用米への転換を推進する。
- エ 農地中間管理機構や法人協会等の関係団体を通じ、担い手生産者に対して需給調整の取組を周知する。
- オ 地域農業再生協議会を通じ、需給調整に取り組んでいない生産者に対して、営農組織や農地管理組織、農家組合等の活動の機会をとらえて取組のアプローチを図る。
- カ 飼料用イネ（WCS）の円滑な地域内流通を確保する取組に対して、WCS専用品種を含む多収品種種子の予約注文を行うとともに「飼料用米流通特別支援事業」の活用を推進する。
- キ 「むさしの26号」の知事特認を再申請することで、飼料用米の専用品種化への取組を推進する。
- ク 国の「畑作物産地形成促進事業」や「国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業」の活用を推進し、定着性が高く需要の拡大が見込める品目への転換を拡大する。
- ケ 県の「麦・大豆等作付拡大支援事業」において、都道府県連携型助成を活用し、国産需要の高まりが予想される麦・大豆等への作付転換及び作付拡大を支援する。

(2) セーフティネットの加入促進

生産者の農業経営を維持するため、関係団体と連携しナラシ対策・収入保険などのセーフティネットへの加入を促進する。

(3) 当面のスケジュール

- ア 令和5年産地域農業再生協議会別「生産の目安」を提示（12月）
- イ 地域農業再生協議会等担当者会議を開催（1月）
- ウ 生産者に対して需給状況を周知するチラシを作成・配布（1月）
- エ 地域農業再生協議会による「生産の目安」を参考とした「地域水田フル活用ビジョン」の作成を推進（1～2月）
- オ 地域の状況を早期に把握し、必要に応じて巡回や意見交換を実施（1～5月）
- カ 地域農業再生協議会から定期的に取り組状況を把握（1～9月）
- キ 経営所得安定対策等のチラシを作成・配布（2月）